

平成 2 3 年度
奈井江町民プール 指定管理者募集要項

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

奈井江町

1 施設の概要

施 設 の 名 称	奈井江町民プール（愛称「なえっこ」）
施設の所在地	奈井江町字奈井江 1 6 2 番地 1
施 設 の 概 要	施 設 の 内 容： 幼児プール（水深 4 0 cm） 子供プール（水深 7 0 cm） 2 5 m 競泳用プール（6 本水深 1 2 0 - 1 0 0 cm） 流水コース、採暖室 外 施設の見取図：資料 1 のとおり。

2 申込資格

- （１） 団体であること。
- （２） 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 号の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 9 2 条の 2、第 1 4 2 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 1 8 0 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納していないこと
- （３） 申込締切日から起算して 1 年以上町内に事務所又は事業所を有する団体であること。
- （４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 申込期間及び受付時間

(1) 申込期間

平成23年11月1日(火)から平成23年11月21日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

4 申込書類

(1) 申込書(様式1)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2 (1)	法人の場合		・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合		・ 団体の規約
2 (2) ア 及 びイ	法人の場合		不要
	非法人の場合		・ 代表者の身分証明書
2 (2) ウ 及び エ			・ 2 (2) ウ 及び エ に 該 当 し な い 旨 の 申立書 (様式 2)
2 (2) オ	国 税 及 び 地 方 税	納税義務がある 場合	・ 納税証明書 (この要綱の配布開始 日以降に交付されたもの)
		納税義務がない 場合	・ その旨を記載した申立書 (様式 2)
2 (3)			・ 上記 2 (1) の書類と同じ

注 2(3)の申込資格の確認に当たっては、上記の書類と併せて町の税務担当課に提出されている「法人設立設置届出書」によるものとします。申込みをした団体については、申し込んだ時点で指定管理者選定事務担当者が上記書類を閲覧することに同意したものとみなします。

(3) 管理業務の計画書(様式3)

(4) 管理に係る収支計画書(様式4)

(5) 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに町民プールの管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

（６） 団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

５ 管理運営の考え方

（１） この施設の性格

平成１４年度に町内に２つあったプールを統合して設置した加温式プール施設です。水泳の振興のみならず水中歩行に使用されるなど町民の健康増進にも大きな役割を担っています。また、町民だけではなく町外からも多くの利用があり、地元住民はもとより広域的に近隣住民のスポーツと健康増進に効用を発揮されることが期待されている施設です。

（２） 休館日

ア １０月１６日から翌年５月１４日まで

イ 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日

必要があると認めるときは、変更することができます。

（３） 開館時間

区 分	開館時間
５月１５日から５月３１日まで	午後１時から午後６時まで
６月１日から６月１４日まで	午後１時から午後７時まで
６月１５日から８月３１日まで	午後１時から午後８時まで
９月１日から９月３０日まで	午後１時から午後７時まで

10月1日から10月15日まで	午後1時から午後6時まで
夏休み期間及び土、日曜日及び祝日	午前10時から午後8時まで

開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

小学校が水泳学習で利用する場合は、その時間に応じて開館する必要があります。（平成23年度の小学校利用実績は、資料2（その3）を参照にしてください。）

開館時間は、必要があると認めるときは変更することができます。

（4） 町民プールの利用の許可について

奈井江町民プールの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第15号。以下「町民プール設置条例」といいます。資料3）第5条に基づき、許可等を行ってください。

（5） 町民プールの利用の制限に関する事項

町民プール設置条例第6条各号に定める場合には、町民プールの利用の許可をすることはできません。

（6） 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

町民プールにおいては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、町民プール設置条例別表第2に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定します。

ウ 利用料金の減免

利用料金の減免は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）第3条及び同条例別表（資料4）の例により、行ってください。

（7） 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

ア 受付及び監視の業務にあたる職員を配置すること。

イ 受付、監視員等従事するすべての職員については、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する職員等を配置すること。

ウ ア及びイに要する人員は、施設運営、事故防止等が図られるために十分な人数を確保すること。

エ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため専門の知識を有する者を配置する。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

オ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置する。

カ 施設は、容量 5 キロリットルの重油タンクを備えるため、危険物取扱者の免状（丙種以上）を保有する者を配置する。

キ 申込みの時点でオ及びカの資格を保有する職員等がない団体は、平成 24 年度中に資格を取得すること。

(8) 奈井江町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、奈井江町個人情報保護条例(平成 17 年条例第 9 号)第 40 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して本町と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(9) 奈井江町行政手続条例の適用について

指定管理者は、奈井江町行政手続条例(平成 9 年条例第 4 号)第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(10) 奈井江町公文書公開条例の適用について

指定管理者には、奈井江町公文書公開条例(平成 9 年条例第 42 号)第 18 条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

6 管理業務

(1) 町民プールの維持及び管理

利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、水質保全の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

(2) 遊泳等の事故防止

プールは安全確保が十分に図られる事が不可欠であり、安全確保のための措置に万全を期すこと。

(3) 施設の利用許可

町民プール設置条例第5条に基づく利用許可

(4) 町民プールの利用料金の収受

(5) 敷地内雑草の定期的な除去

(6) 上記業務に付随する業務

7 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

8 添付資料

(1) 施設の内容(資料1)

(2) 町民プール利用及び収入実績、小学校水泳学習実績(資料2)

(3) 奈井江町民プールの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第15号)(資料3)

(4) 利用料金の減免基準(奈井江町公の施設等の使用料減免条例(平成15年条例第19号)別表)(資料4)

(5) 町民プールに係る経費の項目の参考資料(資料5)

(6) 町民プール委託業務仕様書の参考資料(資料6)

- ・受水槽清掃仕様書
- ・オーバーフロー槽清掃仕様書
- ・貯湯槽清掃仕様書
- ・地下タンク漏えい検査仕様書
- ・機械設備保守点検業務仕様書(ボイラー保守点検、外調機保守点検、自動制御機器保守点検、ろ過器保守点検 外)

(7) 奈井江町民プールの指定管理業務に関する協定書(案)(資料7)

9 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

10 その他

(1) 様式のダウンロードについて

この募集要項及び募集要項に係る様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町の条例規則についても、町のホームページ上から例規集データベースにおいて閲覧することができます。

ホームページアドレス：<http://www.town.naie.hokkaido.jp>

(2) 申込者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申込者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。

(3) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

11 申込書類の提出先

奈井江町役場 まちづくり課総務係

住所 〒079-0392 空知郡奈井江町本町10区

電話 0125-65-2111